

CONTENTS

●企業法務コラム	行政が保有する情報の取得	弁護士 森田 博貴
●事故コラム	医療過誤の判断方法	弁護士 高山 桂
●成年後見コラム	成年後見等の終了について	弁護士 碓井 晶子
●グレイス・ニュース	セミナー・講演のご依頼受付中!	
●法律Q&A	「業務停止になったCMで有名な法律事務所は何をしたんですか?」	弁護士 高山 桂

TOPICS 企業法務コラム

行政が保有する情報の取得

弁護士
森田 博貴



1 はじめに

今月は、行政が保有する情報やその取得方法についてお伝えします。

我々弁護士は、日々様々な事件のご相談を受け、そうした事件が、法律に照らした場合、どのように解決されるべきかを考えます。その際、まず、法の適用の前提となる事実関係を調査する必要があり、関係資料を収集します。関係資料は事案により様々ですが、行政が保有する情報が優良な手掛かりとなるケースが多々あります。したがって、行政機関からの確かつ迅速に情報開示を受けることが証拠収集の実効性を確保する上で重要な位置を占めます。

2 典型的な行政文書

行政文書のうち、何が事件解決に資するかは事案毎に異なりますので、一概に何が役に立って、何が役に立たないということではできません。

ただ、たとえば、不動産の問題に関しては、法務局で取得できる全部事項証明書、建物図面・配置図、ブルーマップ（住所表記と地番との対照関係が表示された地図帳）や、市役所で取得できる固定資産評価証明書の存在が、事実関係の解明に資することが多いです。自動車の所有関係が関わる事件については、運輸支局で取得できる登録事項等証明書が役立ちます。また、相手方の世帯情報を知る必要があるの

あれば対象者の住民票が、親族関係の情報が必要なのであれば戸籍謄本が、住民票上の住所地の履歴が必要なのであれば戸籍の附票が役立ちます。

3 開示手続

行政の保有する情報のうち、たとえば不動産全部事項証明書や建物図面・配置図等は、当初から開示が予定されているものであり、特段の手続を要せず、法務局で所定の用紙に記入するだけで誰でも取得できます。

他方、元来開示が予定されていない行政文書を取得する場合、基本的には、自己の個人情報に関する開示請求（行政機関個人情報保護法もしくは個人情報保護条例に基づく開示請求）、もしくは、それ以外の行政文書の開示請求（情報公開法もしくは情報公開条例に基づく開示請求）のいずれかを行うこととなります。前者は行政機関が保有する本人（開示請求者）に関する情報開示を求める手続であり、後者はそれ以外の行政文書の開示を求める手続です。ただし、すべての行政文書を開示できるわけではなく、第三者の個人情報や高度の行政秘密に関わるものは開示できません。その他、弁護士の職権や裁判所を経由した手続を用いて取得する方法がありますが、この場合でも必ずしもすべての行政文書を開示させられるわけではありません。

第18回 医療過誤の判断方法

弁護士
高山 桂



ニュースレターをお読みいただいている皆様のご親族の方で、持病や怪我のために病院に通院されている方もいらっしゃると思います。もし、その通院・入院されているご親族が急死又は症状が劇的に悪化した場合、病院で行われた医療に誤りがあったのではないかとと思われるかと思えます。

今日は、そのような誤った医療によって身体に悪影響が生じた事を理由に賠償を求める、医療過誤訴訟における医療過誤の考え方を説明いたします。

我々人間は決して神様でも魔法使いでもありません。どんなに医療技術が発展しても、「人は死ぬ」という事実を避ける事はできません。そのため、結果的に「患者に病気が発症した」又は「患者が死んだ」という事実から、医療が誤っていたと判断することはできません。

では、その医療が誤りか否かをどう判断するのか。それは行われた医療が、通常の病院・医師ならば当然行わなければならない水準を満たすものかどうかという判断、法律用語で医療水準を満たしているか否かで判断します。

病院と一口に言っても、その設備や医師の専門領域はそれぞれです。例えば、東京の最先端医療技術を研究している超大規模病院と、医師が1人で診察している病院では、その医療技術にどうしても差が生じてしまう事は事実です。そのため、1人で診察している病院に、東京の専門的大規模病院並の医療技術を求めるわけにはいきません。もっとも、その一方で病院が独自の医療を行い、めちゃくちゃな治療を行うようになれば安心して病院に行けなくなります。

そこで、医療者として通常求められる水準を定め、その水準に基づく治療は日本全国どの病院でも受けられるようにすることで、皆様が少なくとも通常受けなければならない医療をどの病院でも受けられる環境を整備する事を法は求めているのです。

ここでいう医療水準というのは、例えば各診療科が定めるガイドラインや普通の医師であれば間違いなく行うであろう医療行為と考えてください。

なぜこのように医療だけは特別扱いですのでしょうか。私の尊敬する医師の言葉で「人間の体は宇宙だ」という言葉があります。人間の体は、本当に不思議なほどよくできています。例えば、人間の体に異なる血液型の血液を輸血するという事は、命に関わる極めて危険な事です。ですが、母親は血液型が異なる胎児を体内に約10ヶ月間も宿らせ、出産します。これは、胎児の血液が母親の体に入らないよう胎盤が血液を分けているからです。確かに、そうしなければここまで多種多様な人材は生まれなかったでしょうから、人類が繁栄するためには不可欠なシステムです。しかし、非常に不思議な現象だと思いませんか?こんな都合の良い身体のシステムを一体誰が作ったのでしょうか。これはまさに神様が作ったとしか言いようがなく、身体の神秘と言えます。

このような医療の特殊性を考えれば、法律が安易に医療内容に介入すべきではなく、また医療という人間が扱えるレベルを超えた分野を法が裁く以上、どこかで線を引かざるを得ないのです。このような考えが、医療水準という考え方が生まれた理由です。すなわち、この医療水準を下回るようなミスとは、例えば検査で陽性と出ているのに見落とした、手術で明らかに切除不要な部位を切断した場合等が典型例です。

もっとも、問題となる医療行為が医療水準を満たすか否かは、医学的知識のみでは不十分であり、法律的観点を組み合わせた観点から検討しなければならず、このような困難さが医療訴訟が専門訴訟と言われる由縁なのです。

第9回 成年後見等の終了について

弁護士
碓井 晶子



1.はじめに

今月号では成年後見等の終了についてご説明させていただきます。なお、今月号で成年後見コラムは最終回となります。

2.成年後見等の終了事由について

成年後見が終了する事由は、大別すると、成年後見それ自体が終了する場合(これを「絶対的終了」といいます)と、成年後見自体は終了しないものの、当該後見人との関係では成年後見の法律関係が終了する場合(「相対的終了」といいます)とに分けられます。

ここで、絶対的終了事由としては、①本人の死亡、②後見等開始審判の取消しがあります。そして、絶対的終了の場合は、後見自体が終了するので、その後の手続きとして、管理財産の計算、終了登記、終了報告が必要となります。

一方、相対的終了としては、①後見人等の死亡、②選任審判の取消し、③辞任(民法844条)、④解任(民法846条)、⑤資格喪失(民法847条)があります。そして、相対的終了の場合は、まだ被後見人本人のために後見が継続するので、新たな後見人の選任が必要になり、新たな後見人が手続きを行うことになります。

なお、保佐や補助の終了についても、平成11年改正法により、成年後見の終了事由が準用されることになったので成年後見の場合と同様です(民法876条の2第2項、876条の5第2項・3項、876条の7第2項、876条の10第2項)。

3.開始審判の取消しについて

絶対的終了事由の②後見等開始審判の取消しとは何かについてご説明すると、後見等開始審判の取消しとは、後見等開始の原因が消滅したとき、すなわち、本人の判断能力がそれぞれ成年後見、保佐、補助の制度による保護を要しない状態に回復した場合に、開始審判を取り消すことを指します。これは、成年後見等の制度による保護を要しない状態まで回復した場合には、わざわざ後見等を維

持しておく必要がないためです。

4.資格の喪失について

相対的終了事由の⑤資格喪失とはいかなる場合かについてご説明いたします。

後見人等は、被後見人等の身上に配慮し、財産を管理する義務を負うものです。そのため、後見人等は適正に職務を行うことが期待できる者である必要があります。そこで、このような適格がない者をあらかじめ除外しておくために、欠格事由が定められています。

欠格事由としては、(1)未成年者、(2)成年後見人等を解任された人、(3)破産者で復権していない人、(4)本人に対して訴訟をしたことがある人とその配偶者又は親子、(5)行方不明である人(民法847条、876の2条第2項、876条の7第2項)があります。

そして、後見人等になった後に欠格事由が生じた場合でも、当然にその人は後見人等の地位を失います。したがって、裁判所は後見人等を選任することになり、その結果新たな後見人等が引き継ぐことになります。

セミナー・講演のご依頼受付中！

セミナー・シンポジウム・研修会・講演を企画されてみてはいかがでしょうか？

当事務所では、専門分野についての講演・セミナー活動を積極的に行っております。従業員のスキルアップのため、後継者の育成のため、etc…あらゆる目的に対応いたしますので、お気軽に当事務所までお問い合わせくださいませ。なお、ご依頼の際は、以下の事項についてお知らせくださいますようお願いいたします。

- | | | |
|-----------|------------------|-----------------|
| ① 貴事業所名 | ④ メールアドレス | ⑦ 参加者・対象者の職種・人数 |
| ② ご担当者様氏名 | ⑤ ご希望日時・開催場所 | ⑧ ご予算 |
| ③ お電話番号 | ⑥ 開催目的・ご希望の講演テーマ | ⑨ その他ご要望・ご意見 |



お問い合わせ TEL: 099-822-0764 FAX: 099-822-0765 お問い合わせフォーム: <http://www.kotegawa-law.com/contact/>

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.08

Q CMで有名な法律事務所が業務停止になりましたが、一体その法律事務所は何をしたんですか？

A 虚偽に有利な広告を行い続け、消費者庁から処分を受けたことから、弁護士会がその法律事務所に対し弁護士業務を停止させる懲戒処分を行いました。

回答した弁護士

事故専門部
弁護士
高山 桂



現代社会においては至る所に広告が氾濫しており、あらゆる企業が自社をアピールするために広告を行っていますね。でも、広告を行うためにも一定のルールが存在し、その1つに景品表示法(景表法)という法律があります。簡単に説明すれば、実際の商品の品質よりも有利に、また消費者に誤解を与える内容の広告をしてはいけないという法律です。

今回話題となった法律事務所は、今まで「今だけ着手金無料」という広告を行い続けていましたが、実際は5年近く無料と広告をし続けました。これは、消費者に対し「今だけ無料なら急がない」という誤解を与え、依頼を多く頂くために虚偽の広告を行ったという事です。消費者庁は、この法律事務所の広告は景表法に反する悪質な広告と判断した事から行政処分を行いました。これを受けて東京弁護士会は、法律の

専門家集団である法律事務所が法律に反する広告を行い続けた事実を重く評価し、反省をさせるために法人としては2ヶ月間弁護士業務を行わないようにするための懲戒処分を行ったのが今回の処分の経緯です。

確かに、この法律事務所は全国CMを流し、非常に有名な法律事務所の1つではありますが、このような違法な広告を行い、全国ニュースになるほどの処分を受けたことは同業者としても痛恨の極みです。我々弁護士法人グレイス一同、今一度襟を正し、ご依頼いただく皆様のために最善のリーガルサービスを提供できるよう、気を引き締めて業務に邁進したいと思っております。

「法律Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名: _____ ご担当者名: _____ ご連絡先TEL: _____

ご相談希望日: _____ ご相談内容: _____

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
<http://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉
〒892-0028 鹿児島市金生町1-1 ラウンズパークロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784